



経済産業省  
九州経済産業局

# 国の中小企業・小規模事業者施策等の概要

～令和6年度補正予算を中心に～

令和7年4月

九州経済産業局 産業部 中小企業課

E-Mail : [bzl-kyushu-chusyoka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-chusyoka@meti.go.jp)

T E L : 092-482-5449

# 目次

|    |                       |     |
|----|-----------------------|-----|
| 1. | 中小企業・小規模事業者関連予算 ..... | 3   |
|    | （令和6年度補正・令和7年度予算）     |     |
| 2. | 令和7年度税制改正のポイント .....  | 3 1 |
| 3. | その他参考資料 .....         | 4 1 |

## 中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

### 基本的な課題認識と対応の方向性

- 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

| 中小企業対策費 | 令和6年度   | 令和7年度+令和6年度補正   |
|---------|---------|-----------------|
|         | 1,082億円 | 1,080億円+5,601億円 |

### 【1】持続的な賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

#### 中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

#### 中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内数】

#### 中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

#### 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+ <sup>R7当初</sup> 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進  
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為（それぞれ総額3,000億円）を措置

#### 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

#### 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じてイノベーションの創出支援

#### 中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むフランチャイズ・ブローション等)を支援

#### 中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組み

#### 中小機構によるグリーントランスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボネutralに向けた取組を支援

### 【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的な賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

#### <価格転嫁対策>

#### 中小企業取引対策事業【29億円】+ <sup>R6 Mitte</sup> 【8.3億円】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かきめり等の相談対応等を実施

「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

#### <資金繰り支援>

#### 中小企業資金繰り支援事業【223億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

- ・日本政策金融公庫補助金【153億円】
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業【39億円】

など

#### 中小企業等の資金繰り支援（既存予算の活用）

- ・公庫制度融資の賃上げ特例の継続、道新資本性劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充
- ・民間金融機関のフロー・融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設

など

#### <省力化支援>

#### 中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

#### <事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>

#### 事業環境変化対応型支援事業【112億円】

#### 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ <sup>R5 Mitte</sup> 【61億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

### 【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

#### 小規模事業者対策推進等事業【61億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

#### 小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】※中小企業資金繰り支援事業の内数

#### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】+ <sup>R5 Mitte</sup> 【10億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援

#### 商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う

#### なわいり補助金（令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨）グループ補助金（令和3・4年福島県地震）等【213億円】

能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

### 【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

#### 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ <sup>R6 Mitte</sup> 【61億円】（再掲）

#### 後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催

#### 事業承継・M&A補助金（再掲）※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

### 【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

#### 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】+ <sup>R6 Mitte</sup> 【20億円】※事業環境変化対応型支援事業の内数

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

#### 中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】

支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援

#### 小規模事業者対策推進等事業【61億円】（再掲）

#### 中小企業実態調査委託費【21億円】

#### ・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る

#### ・地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】

人材活用ガイドライン等の普及促進、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

#### ・「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】

売上高100億円以上の成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

### 税制改正事項

#### 法人税軽減税率（延長）

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を1%から1.5%に軽減する措置を2年間延長。 ※単年所得1000万円超の場合、1%から1.7%に軽減

#### 中小企業防災・減災投資促進税制（延長）

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

#### 地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

#### 事業承継税制（見直し）

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。

#### 中小企業投資促進税制（延長）

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

#### 固定資産税の特例措置（拡充・延長）

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じた軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）

# 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

## I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
  - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
  - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

## II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
  - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

## III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
  - 売上高100億円超の中小企業を恒常的に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
  - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
  - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

## IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
  - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

## V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円＋既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本金劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

- ✓ 会社を急成長させたい
- ✓ 上場を目指したい

## 様々な課題に対応した投資支援メニュー

| 売上規模<br>イメージ      | 投資規模<br>イメージ       | 売上拡大                                                                                                       | 高付加価値化                                                                                                      | 省力化・デジタル化                                                                                 | 新事業挑戦                                                                                                    |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 100億円<br>以上       | 数十億                |  <b>中堅・中小<br/>成長投資補助金</b> |                                                                                                             |                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 今の経営手法を活かして異分野に進出したい</li> </ul>                                 |
| 100億円<br> <br>数十億 | 10億円<br> <br>1億円   | <b>New</b><br><b>成長<br/>加速化<br/>補助金</b>                                                                    | <b>事業承継<br/>M&amp;A<br/>補助金</b>                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新しい機械で新商品を作りたい</li> <li>✓ 海外展開に取り組みたい</li> </ul> |                                                                                                          |
| 10億円<br> <br>数千万  | 1億円<br> <br>5000万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 承継前に事業を磨きたい</li> <li>✓ M&amp;Aにより統合効果を出したい</li> </ul>             | <br><b>ものづくり<br/>補助金</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人手不足に対応したい</li> <li>✓ 生産プロセスを改善したい</li> </ul>    | <b>New</b><br><b>新事業進出<br/>補助金</b>                                                                       |
| 数千万               | 5000万円<br> <br>数百万 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 商品をPRしたい</li> <li>✓ 販路を拡げたい</li> </ul>                            |                                                                                                             | <b>省力化<br/>投資<br/>補助金</b>                                                                 | <br><b>IT<br/>補助金</b> |
|                   |                    | <b>持続化補助金</b>                                                                                              |                                                                                                             |                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 創業に挑戦したい</li> </ul> <b>持続化補助金<br/>(創業型)</b>                     |

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

| 予算額    | 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                     |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|----------------|--------|-----|----------------------------------|-------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|-------------------|----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 基本要件   | <p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① <b>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</b></p> <p>② <b>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</b><br/>又は<b>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</b></p> <p>③ <b>事業所内最低賃金</b>が事業実施都道府県における最低賃金<b>+30円以上の水準</b></p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<b>一般事業主行動計画を公表等</b>（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> <div>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。<br/>※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                     |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| 補助対象経費 | <p>&lt;共通&gt; 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p>&lt;グローバル枠のみ&gt; 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                     |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| 支援内容   | <table><thead><tr><th></th><th>製品・サービス高付加価値化枠</th><th>グローバル枠</th></tr></thead><tbody><tr><td>概 要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援</td><td>海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>5人以下 750万円（850万円）<br/>6～20人 1,000万円（1,250万円）<br/>21～50人 1,500万円（2,500万円）<br/>51人以上 2,500万円（3,500万円）</td><td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。））<br/>① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td></tr><tr><td>補 助 率</td><td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td><td>中小企業1/2、小規模2/3</td></tr><tr><td>（特例措置）</td><td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。））<br/>・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td></tr></tbody></table> |                                     |  | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | 概 要 | 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援 | 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援 | 補助上限額 | 5人以下 750万円（850万円）<br>6～20人 1,000万円（1,250万円）<br>21～50人 1,500万円（2,500万円）<br>51人以上 2,500万円（3,500万円） | 3,000万円（3,100万円～4,000万円） | （特例措置） | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。））<br>① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 |  | 補 助 率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | （特例措置） | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。））<br>・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること |  |
|        | 製品・サービス高付加価値化枠                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | グローバル枠                              |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| 概 要    | 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援 |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| 補助上限額  | 5人以下 750万円（850万円）<br>6～20人 1,000万円（1,250万円）<br>21～50人 1,500万円（2,500万円）<br>51人以上 2,500万円（3,500万円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3,000万円（3,100万円～4,000万円）            |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| （特例措置） | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。））<br>① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                     |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| 補 助 率  | 中小企業1/2、小規模・再生2/3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 中小企業1/2、小規模2/3                      |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |
| （特例措置） | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。））<br>・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                     |  |                |        |     |                                  |                                     |       |                                                                                                  |                          |        |                                                                                                                                                        |  |       |                   |                |        |                                                                                                      |  |



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた  
新製品・新サービスの開発に必要な  
設備投資等を支援します！

補助上限額  
最大4,000万円

補助率  
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠  
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・  
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠  
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・  
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

## 事業概要

### 予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

### 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

|        | 製品・サービス高付加価値化枠                                                                                                                   | グローバル枠             |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 要件     | 革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化                                                                                                        | 海外事業の実施による国内の生産性向上 |
| 補助上限   | 750万円～2,500万円                                                                                                                    | 3,000万円            |
| 補助率    | 中小企業1/2、小規模・再生2/3                                                                                                                | 中小企業1/2、小規模2/3     |
| 補助対象経費 | ＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費<br>＜グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞<br>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 |                    |
| その他    | 収益納付は求めません。                                                                                                                      |                    |

大幅な賃上げに取り組む事業者のみならずには、補助上限額を100～1,000万円上乗せします。

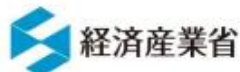
※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準  
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例  
事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみならずには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している  
従業員が全従業員数の30%以上いる事業者  
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

## 事業の流れ



お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohqo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は  
事務局HPをご覧ください

<https://support.kumon.co.jp/monohqo/monohqo.html>

ものづくり補助金  
総合サイト



# 「IT導入補助金2025」の概要

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。  
更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化やセキュリティ対策支援を強化**

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

|            | 通常枠                                                                                                | 複数社連携<br>IT導入枠                                                                                          | インボイス枠                                                                            |                                                | セキュリティ<br>対策推進枠                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------|
|            |                                                                                                    |                                                                                                         | インボイス対応類型                                                                         | 電子取引類型                                         |                                          |
| 活用<br>イメージ | ITツールを導入して、<br>業務効率化やDXを推進                                                                         | 商店街など、 <b>複数の中小・<br/>小規模事業者</b> で連携して<br>ITツール等を導入                                                      | ITツール等を導入して、<br>インボイス制度に対応                                                        | 発注者主導でIT<br>ツールを受注者に共<br>有し、取引先のイン<br>ボイス対応を促す | <b>サイバーセキュリ<br/>ティ対策を進める</b>             |
| 対象経費       | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、<br><b>導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、<br/>IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）</b>  |                                                                                                         |                                                                                   | クラウド利用料<br>（最大2年分）                             | サイバーセキュリ<br>ティお助け隊サー<br>ビス利用料<br>（最大2年分） |
|            | 単独申請可能なツールの拡大                                                                                      |                                                                                                         | ハードウェア購入費                                                                         |                                                |                                          |
| 補助上限       | ITツールの業務プロセスが<br>1～3つまで：<br>5万円～150万円<br>4つ以上：<br>150万円～450万円                                      | (a)インボイス枠対象経費：<br>同右<br>(b)消費動向等分析経費：<br>50万円×グループ構成員数<br>(a)+(b)<br>合わせて3,000万円まで<br>(c)事務費・専門家費：200万円 | ITツール：<br>1 機能：～50万円<br>2 機能以上：～350万円<br>PC・タブレット等：<br>～10万円<br>レジ・券売機等：<br>～20万円 | ～350万円                                         | 5万円～ <b>150万円</b>                        |
| 補助率        | 中小企業：1/2<br><b>最低賃金近傍の事業者：2/3</b><br>(3か月以上地域別最低賃金+50円以内に<br>雇用している従業員が全従業員の30%以上<br>であることを示した事業者) | (a)インボイス枠対象経費：<br>同右<br>(b)・(c)：2/3                                                                     | ～50万円以下：3/4<br>(小規模事業者：4/5)<br>50万円～350万円：2/3<br>ハードウェア購入費：1/2                    | 中小企業：2/3<br>大企業：1/2                            | 中小企業：1/2<br><b>小規模事業者：2/3</b>            |

# 「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

## 通常枠

- 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

## 複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

## インボイス枠 インボイス対応類型

- 令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

## インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

## セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

## <活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

| 枠/類型   | 通常枠                                                                                              | 複数社連携IT導入枠                                                                                               | インボイス枠                                                                                  |                       | セキュリティ対策推進枠                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|
|        |                                                                                                  |                                                                                                          | インボイス対応類型                                                                               | 電子取引類型                |                                  |
| 活用イメージ | ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進                                                                           | 商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入                                                                       | ITツール等を導入してインボイス制度に対応                                                                   | 発注者主導で取引先のインボイス対応を促す  | サイバーセキュリティ対策を進める                 |
| 補助対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用)に加えて、IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象化)<br>※申請可能なツールの拡大 |                                                                                                          |                                                                                         | クラウド利用料(最大2年分)        | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1) |
| 補助額    | ・ITツールの業務プロセスが1~3つまで:<br>5万円~150万円<br>・4つ以上:<br>150万円~450万円                                      | (a)インボイス枠対象経費:<br>同右<br>(b)消費動向等分析経費:<br>50万円×グループ構成員数<br>(a)+(b)合わせて3,000万円まで<br>(c)事務費・専門家経費:<br>200万円 | ITツール:<br>1機能:<br>~50万円<br>2機能以上:<br>~350万円<br>PC・タブレット等:<br>~10万円<br>レジ・券売機等:<br>~20万円 | ~350万円                | 5万円<br>~150万円                    |
| 補助率    | 中小企業: 1/2<br>最低賃金近隣の事業者(※2): 2/3                                                                 | (a)インボイス枠対象経費:<br>同右<br>(b)・(c): 2/3                                                                     | ~50万円以下: 3/4<br>(小規模事業者: 4/5)<br>50万円~350万円: 2/3<br>ハードウェア購入費: 1/2                      | 大企業: 1/2<br>中小企業: 2/3 | 中小企業: 1/2<br>小規模事業者: 2/3         |

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

## <補助金の活用例>

### 通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してから現場移動、帰社からの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

### インボイス枠

- インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

## <今後のスケジュール>

- 申請受付開始日 3月31日(予定)
- 通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、電子取引類型)、セキュリティ対策推進枠
  - 第1次申請締切日 5月12日(予定)
  - 第2次申請締切日 6月16日(予定)
  - 第3次申請締切日 7月18日(予定)
- 複数社連携IT導入枠
  - 第1次申請締切日 6月16日(予定)

サービス等生産性向上IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

# 持続化補助金の概要

- ・ 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- ・ 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

|                  | 一般型                                                                                                   |                 |                           |                          | 創業型                                      | 共同・協業型                                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------|--------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 通常枠                                                                                                   | インボイス特例         | 賃金引上げ特例                   | 災害支援枠                    |                                          |                                                                                                            |
| 要件               | 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者                                                                              | 免税事業者から課税事業者に転換 | 事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者 | 令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者  | 産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者 | 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援                                               |
| 補助上限             | 50万円                                                                                                  | 補助上限<br>50万円上乗せ | 補助上限<br>150万円上乗せ          | 直接被害：200万円<br>間接被害：100万円 | 200万円<br>※インボイス特例は適用                     | 5,000万円                                                                                                    |
| 補助率              | 2 / 3<br>※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4                                                              |                 |                           | 定額、2 / 3                 | 2 / 3                                    | ・地域振興等機関に係る経費：定額<br>・参画事業者に係る経費：2 / 3                                                                      |
| 対象経費             | 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など） |                 |                           | 左記に加え、車両購入費              | 通常枠同様                                    | ・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費<br>・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費 |
| 昨年度補正予算等からの主な変更点 | 卒業枠・後継者支援枠を廃止                                                                                         |                 |                           | 令和6年奥能登豪雨を対象に追加          |                                          | 参画事業者を「小規模事業者」に限定                                                                                          |

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

50万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

## 【補助率】

2 / 3

## 【第17回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

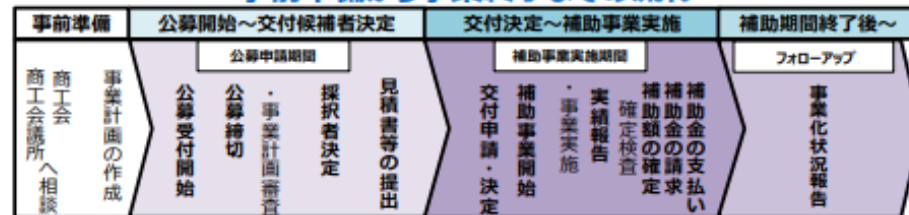
申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

## 【関連融資制度】

|          |                        |                                                                                                                                                                     |
|----------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費総額 | 自己負担                   | 補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度<br>「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」<br>○ 限度額：2,000万円<br>※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。<br>例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等<br>詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。 |
|          | 持続化補助金<br>補助率<br>2 / 3 |                                                                                                                                                                     |

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 概要

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 補助率     | 2 / 3                               |
| 補助上限    | 50万円                                |
| インボイス特例 | インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ  |
| 賃金引上げ特例 | 賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ |

## 【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を＋50円以上とした事業者

## 【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

## 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

## 活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

事務局HP：



商工会地区HP



商工会議所地区HP

GビズID  
取得

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、  
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

200万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

## 【補助率】

2 / 3

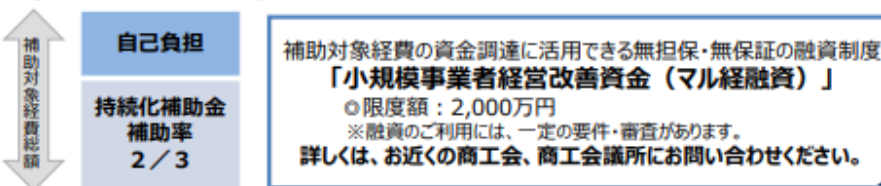
## 【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

## 【関連融資制度】



## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援(※)**」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。  
※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

## 特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

## 対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

## 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

## 活用事例②

食品小売業を開業後1年経過。**厨房設備の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：

G Biz ID  
取得

販路開拓を支援する機関の皆様へ

## 令和6年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、  
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、  
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

## 【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

5,000万円

## 【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月31日（月）

申請受付開始：2025年4月25日（金）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

## 【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

## 【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、  
広報費、旅費 など

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

## 【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

## 【本事業の類型】

- ①展示会・商談会型  
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売型  
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点型  
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

持続化補助金（共同・協業型）事務局HP:

GPII D  
取得

# 事業承継・M & A補助金の概要

- ①5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後の経営統合（PMI）の実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

## ①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



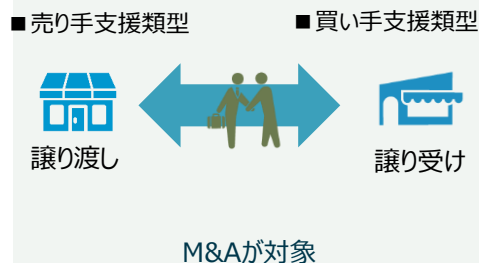
補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 800- 1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

## ②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



### ■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2or2/3  
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※  
※ : 100億企業要件を満たす場合

### ■ 売り手支援類型

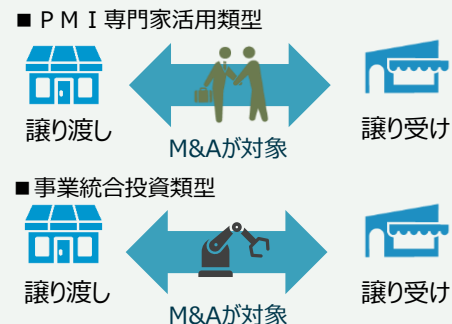
補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

## ③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



### ■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2  
補助上限 : 150万円

### ■ 事業統合投資類型

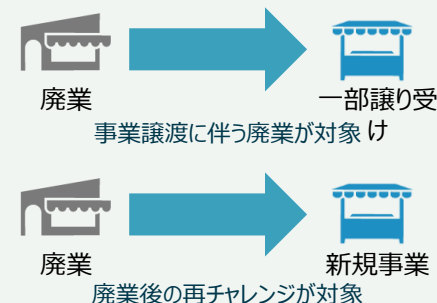
補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

## ④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3  
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

## 「事業承継・M&amp;A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進  
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備  
投資等に係る費用を補助します

専門家活用  
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進  
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・  
再チャレンジ  
枠

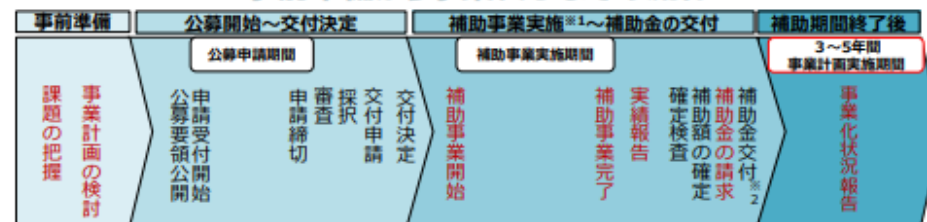
事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置

## 事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

## 支援枠の概要

|      | 事業承継促進枠                                          | 専門家活用枠                                                                                                                                          | PMI推進枠                                                                               | 廃業・再チャレンジ枠                                                       |
|------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 要件   | 5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者                        | 補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者                                                                                                                       | M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者                                              | 事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者                                       |
| 補助上限 | 800～1,000万円※<br>※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 買手支援類型：<br>600～800万円※1、<br>2,000万円※2<br>売り手支援類型：<br>600～800万円※1<br>※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算<br>※2：100億企業要件を満たす場合                        | PMI専門家活用類型：<br>150万円<br>事業統合投資類型：<br>800～1,000万円<br>※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 150万円※<br>※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算        |
| 補助率  | 1/2・2/3※<br>※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3         | 買手支援類型：<br>1/3・1/2、2/3※1<br>売り手支援類型：<br>1/2・2/3※2<br>※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3<br>※2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合 | PMI専門家活用類型：<br>1/2<br>事業統合投資類型：<br>1/2・2/3※<br>※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3          | 1/2・2/3※<br>※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う |
| 対象経費 | 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等                    | 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料                                                                                                                       | 設備費、外注費、委託費等                                                                         | 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）                 |

お問い合わせ先

事業承継・M&amp;A補助金事務局 050-3145-3812

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

公募サイト



新規事業への進出により、  
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

## 中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



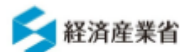
既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

### 【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

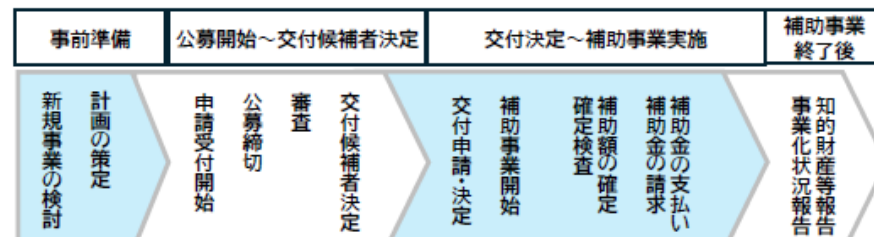
新事業進出補助金 検索



### 【補助事業概要】

| 項目     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者  | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 補助上限額  | 従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円)<br>従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円)<br>従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円)<br>従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円)<br>※補助下限750万円<br>※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)                                                                          |
| 補助率    | 1/2                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 基本要件   | 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、<br>(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)<br>①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加<br>②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、<br>又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加<br>③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準<br>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。 |
| 補助事業期間 | 交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 補助対象経費 | 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費                                                                                                                                                                                                                              |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>収益納付は求めません。</li> <li>基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。</li> </ul>                                                                                                                            |

### 【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後  
掲載予定



jGrants  
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。  
※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

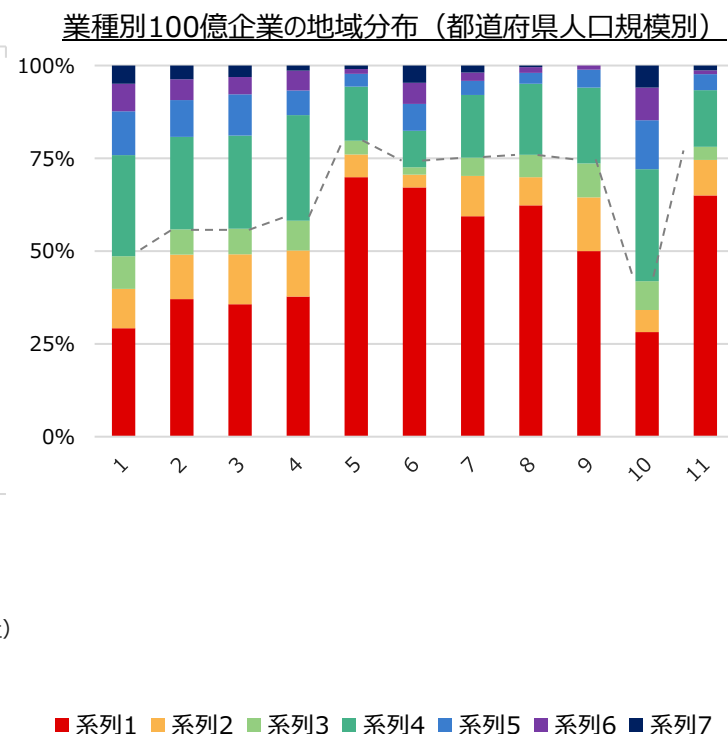
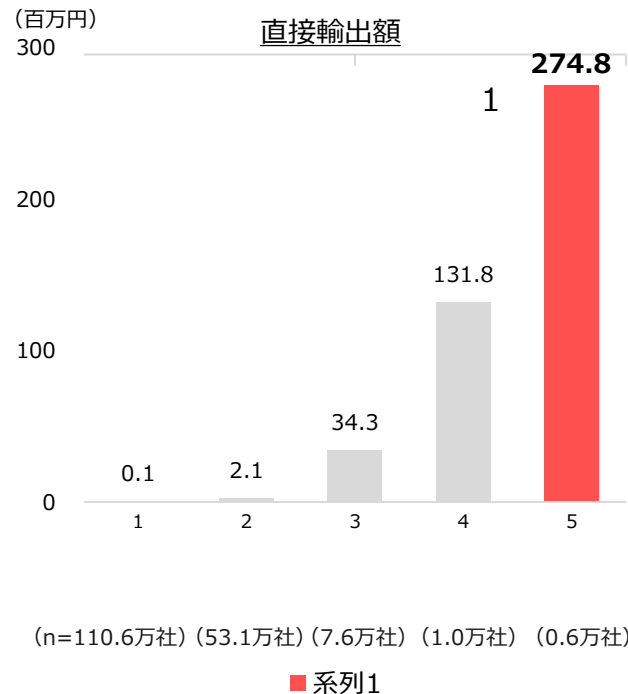
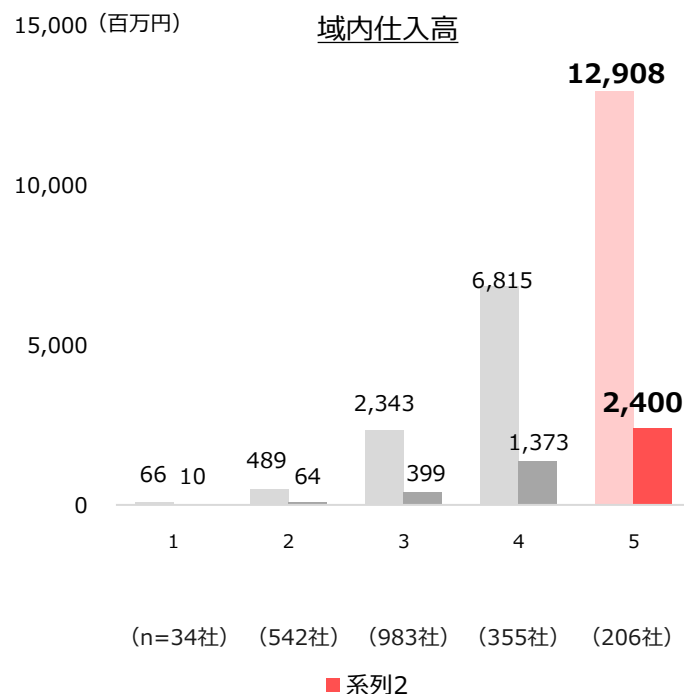
# 100億企業の意義

- 100億企業は、輸出等により域外需要を獲得し、域内調達により地域に新たな需要を生み出すといった特徴を有しており、こうした企業が地域の中核的な企業として成長・発展していくことで、地域経済も発展することができる。
- 一方で、地方には100億企業は少ない。成長のポテンシャルを持つ企業は存在するが、成長機会を得られずに芽が出にくい状況であると考えられる。地方において100億企業の創出を促進していくべきである。

## 100億企業は域内需要を創出し地域経済を牽引

## 100億企業は外需を獲得する力が大きい

## 100億企業は三大都市圏に集中して存在



(出所) 「地域未来牽引企業の中間評価に係る調査」を基に経済産業省作成

※ 「域内仕入高」は本社が所在する都道府県内からの仕入額を指す。

※ 回答企業3,568社のうち、2021年度の売上高・域外仕入高の両方を確認できる2,249社(売上高200億円以下2,120社)につき集計したもの。中央値は同一企業のものとは限らない。

(出所) 「[中小企業実態基本調査\(令和2年度決算実績\)](#)」(2022.7)を基に経済産業省作成

※ 直接輸出には、商社等を通じたモノの間接輸出やサービスの輸出を含まない。

※ 社数全体(母数)はn=172.8万社であり、法人のみを含む。標本調査である統計の性質上、nは推計値である。

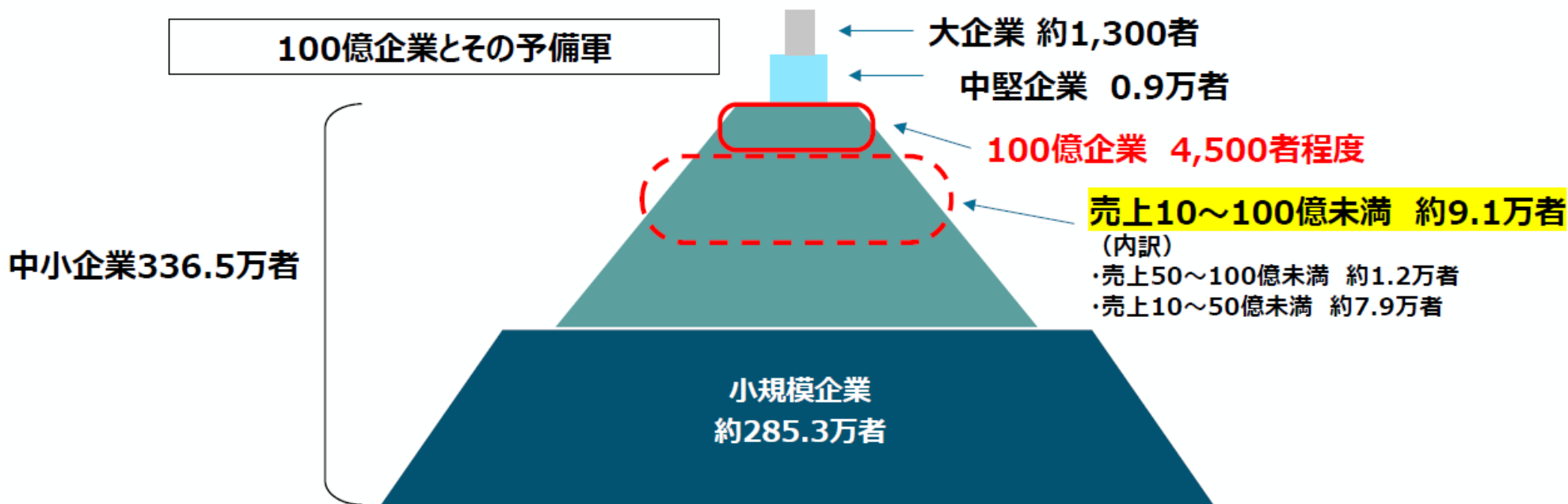
(出所) 令和3年経済センサス-活動調査より再編加工。

※ 会社以外の法人、企業数が少ない農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業は除外。売上高100億以上の企業を抽出。

# 100億企業創出の加速に向けた政策の方向性（全体）

- 100億企業を創出していくためには、まずは成長志向の経営者を増やしていく必要がある。経営者が成長に向けて踏み出せるよう、成長のきっかけや動機付けの後押しするような環境を作っていくことや、成長志向への変革の好機となる事業承継の促進が必要である。
- また、中小企業の成長においては、成長段階に応じて課題が異なる。中小企業の成長に向けて、設備投資の促進、M&A・グループ化支援、資本性資金の活用などが重要であるが、こうした施策の再整理・アップデートも含めて、成長段階に応じてシームレスに講じていくべきである。
- その際、①成長機会の発展・成長に資する経営者ネットワーク、②成長資金の調達、③人材の確保・育成と組織体制の構築は、成長段階に応じた打ち手を実行するための基盤として重要な要素となる。

出所：中小企業の成長経営の実現に向けた研究会第2次中間報告書



（出所）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

# 中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

## 事業目的

売上高100億円超を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な設備投資を支援

## 活用イメージ



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入



自動化による  
革新的な生産性向上

## 1次公募スケジュール

申請受付開始：2025年5月8日（木）

申請締切：2025年6月9日（月）

※詳しくは裏面jGrantsページをご確認ください。

応募方法：jGrantsシステムによる電子申請

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

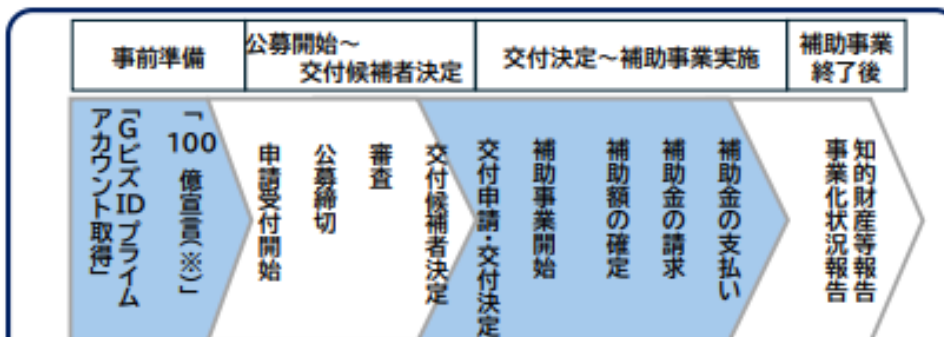
## 補助事業概要

| 項目       | 内容                                                                                                              |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者    | 売上高100億円を目指す中小企業                                                                                                |
| 補助上限額    | 5億円(補助率1/2)                                                                                                     |
| 補助事業実施期間 | 交付決定日から24か月以内                                                                                                   |
| 補助事業の要件  | ①「100億宣言」を行っていること<br>② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)<br>③ 一定の質上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定<br>(質上げ実施期間は補助事業終了後3年間) など |
| 補助対象経費   | 建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費                                                                                     |

## 審査のポイント

- 経営力: 経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながることが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。(売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等)
- 波及効果: 産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。質上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(質上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性: 迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の支援姿勢 等)

## 事業スキーム



※100億宣言とは: 中小企業の経営者の皆様が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。



詳細(jGrants  
ページ)はこちら



お問い合わせフォーム  
事務局連絡先: 0570-07-4153  
(IP電話等からのお問い合わせ  
: 03-4446-4307)



GビズID  
はこちら

# 売上高100億円を目指す宣言

- 成長のポテンシャルはあるものの、踏み出せていない経営者に対して、成長のきっかけや動機付けを後押ししていくとともに、中小企業の成長を応援する社会の機運醸成を図っていく。  
➡ 経営者が自ら「売上高100億円を超える企業を目指すこと」、「それに向けたビジョンや具体的な取組」を宣言する取組を新たに開始。
- 各社の宣言内容については、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に、公表していく。

## 【企業が宣言に記載する内容】

### ①企業概要

### ②社長・社員の意気込み

－宣言を行う経営者・代表的な社員のコメントを記載。

### ③売上高100億円実現の目標

－100億円を目指していくことを表明。成長への動機付けや、地域経済に対するコミットメント

### ④売上高100億円に向けた取組

－目標達成に向けた課題や戦略などを記載。

## 【宣言のメリット】

### ✓ 宣言取得による補助金等の活用

- 成長加速化補助金
- 経営強化税制の拡充措置 など

### ✓ 経営者ネットワークへの参加

- 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。

### ✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による自社PR

詳細はこちら  
↓

各社の宣言内容を、ポータルサイト上で公表。  
令和7年5月頃開設予定  
※2月中に要領・申請用ひな形公表予定。





中小企業 省力化 投資 補助金

省力化  
製品の

## 販売事業者を募集!

2025年2月28日以降、  
ホームページから  
「販売事業者」登録申請が  
可能になります。

補助対象(カタログ掲載)製品のカテゴリ **どんどん追加中!**



登録  
カテゴリ数  
58

● 運賃  
● 乗車券  
● 入場券  
● 入場料  
● 入場金  
● 入場費  
● 入場税  
● 入場料  
● 入場金  
● 入場費  
● 入場税

Be a Great Small  
中小機構

補助上限額  
**1.500万円**

- 「販売事業者」になるには、下記ホームページから登録申請(2025年2月28日以降受付)が必要です。
- 「販売事業者」としての責務を果たせるか、省力化製品の販売実績があるか、などの所定の審査があります。
- 「販売事業者」になると、製品カタログに登録され、公表されます。

### ● 制度概要

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取組むものを対象とします。

● 補助率と補助上限額

| 従業員数  | 補助率       | 補助上限額   | 大福お買上げ<br>行う場合 |
|-------|-----------|---------|----------------|
| 5名以下  | 1/2<br>以下 | 200万円   | 300万円          |
| 6~20名 |           | 500万円   | 750万円          |
| 21名以上 |           | 1,000万円 | 1,500万円        |

● 申請から事業完了までの流れ



【本補助金の詳細については、必ず公募要領をご確認ください。】

「販売事業者」登録申請、製品カタログ、公募要領など本補助金の詳細はこちらから  
中小企業者力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smri.go.jp/>



カタロク型  
サポートセ

「販売事業者」登録申請に関する  
お問い合わせは  
**03-6746-1531**  
まで相談受付中!

カタログに製品を登録する  
製造事業者も募集

新しい製品カテゴリを登録すると  
下関会も募集由!

その他、本補助金に関するお問い合わせは

※本誌に掲載の情報は、掲載当時の状況に基づいて記載しております。最新情報は、本誌のウェブサイト（<http://www.kanagawa-nishi.co.jp>）に掲載されているものを、必ずご確認ください。

ナビダイヤル 0570-099-660

☎電話などからの  
お問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※掲載料がかかります。お問い合わせは、03-3556-1111まで。

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」 2025年3月スタート

# 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和6年度補正予算額 **1,400億円** （国庫債務負担含め新規公募分として総額3,000億円）

経済産業政策局 産業創造課、地域経済産業政策課

## 事業の内容

### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

### 事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

#### ①大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

#### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

## 成果目標

### ①大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

# (参考) CN支援施策マップ

## 現状把握

### CNオンライン相談窓口

専門家による相談

### カーボンニュートラル実現に向けた チェックシート

自社の取り組みを確認できるセルフチェックシート

### 自動車部品サプライヤー支援事業

電動化に向けた専門家のサポート

### 省エネ最適化診断

専門家による訪問省エネ・再エネ診断

### 省エネお助け隊

専門家集団による設備チューニング、計画立案等

## 設備投資

### 省エネ補助金

省エネ性能の高い設備の更新

### 企業間連携省エネ 投資補助金

### ZEB・脱炭素 ビルリノベ補助金

### CEV補助金・商用車等の電動化補助金

クリーンエネルギー自動車等導入支援

### IT導入補助金

排出量の見える化ツールの導入等

### ペロブスカイト太陽 電池導入補助金

### DR対応 蓄電池導 入補助金

### CN投資促進税制

設備投資額に対する税額控除・特別償却

## 技術開発・事業化

### Go-Tech事業

大学等と連携した研究開発及びその  
事業化に向けた取組支援

相談対応

補助金

金融・税制

すぐに取り組める省エネ!

2025年版

# 省エネ支援制度のご案内

エネルギーコスト削減につながるような設備の運用改善、  
費用対効果が高い高効率な設備への更新など、  
**省エネルギー対策**を支援します。

## 2つの省エネ支援制度について

### 省エネ診断事業

〔令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(地域エネルギー利用最適化、省エネルギー診断拡充事業)〕

エネルギー使用状況を把握して、  
省エネの第一歩を



省エネの専門家による  
省エネ診断の費用を補助

こんなメリットが!

- 短時間でニーズに応じた診断が可能
- 費用0円で始められる省エネ対策を提案
- 省エネ取り組みの計画立案を支援

省エネ診断を受けて、さらに省エネ設備に更新

一般社団法人  
**sii** 環境共創イニシアチブ  
Sustainable open Innovation Initiative

各支援制度の詳細は裏面をご確認ください

### 省エネ・非化石転換補助金

〔令和6年度補正 省エネルギー投資促進、需要構造転換支援事業費補助金  
省エネルギー投資促進支援事業費補助金〕

最長4年事業の  
投資・事業計画を支援

補助金上限額  
最大40億円



省エネ設備の更新にかかる  
設備費等の費用を補助

こんなメリットが!

- 設備更新の初期コストを低減
- 上昇傾向にあるエネルギー価格高騰対策
- 経済活動における生産性の向上

## 省エネ診断事業

随時受付中

事業の概要

省エネの専門家が店舗・飲食店・工場・ビル等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目を提案いたします。また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートをいたします。

詳しくはこちら



| 類型            | ワークスルー診断                                                                                                       | IT診断                                                                                                                | 新設 | 伴走支援 Point                                                                                                             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要            | <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。</li> <li>工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析。</li> <li>計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。</li> </ul> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合に受診可能。</li> <li>地域の自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。</li> </ul> |
| 中小企業の負担額のイメージ | <b>5,200円～44,400円</b><br><small>※診断を希望する設備の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動</small>                                 | <b>支援内容に応じて設定</b><br><small>※20,000円～50,000円程度 (最大200,000円)</small>                                                 |    | <b>支援内容に応じて設定</b><br><small>※10,000円～20,000円程度 (最大44,400円)</small>                                                     |

お問い合わせ先 **パティイ**: 0570-000-680 IP電話: 042-303-0413

受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)

Point 診断後継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援 (設備更新計画の作成等) を受けることが可能

## 省エネ・非化石転換補助金

公募制

工場・事業場全体の省エネ

事業の概要

予め指定された先進設備・システムなどを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業 (I型) や、ヒートポンプや低炭素工業炉、コージェネレーションなど特定の機器を導入して電化・脱炭素目的の燃料転換を行う事業 (II型)、エネルギーマネジメントシステム (EMS) を導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) に係る経費の一部を補助し、工場・事業場全体での省エネ取組を支援いたします。

詳しくはこちら



| 事業区分             | 事業概要                                                                                          | 補助率   |         | 補助金上限額 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|--------|
|                  |                                                                                               | 中小企業等 | 大企業、その他 |        |
| (I) 工場・事業場型      | <b>Point</b> SIIが予め採択した③先進設備・システムへ更新等する事業<br>⑤設計が伴うオーダーメイド型設備又は省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業 | 2/3以内 | 1/2以内   | 40億円   |
| (II) 電化・脱炭素燃焼型   | 電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業                                                | 1/2以内 | 1/3以内   | 40億円   |
| (IV) エネルギー需要最適化型 | SIIに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業                                                  | 1/2以内 | 1/3以内   | 5億円    |
|                  |                                                                                               | 1/2以内 | 1/3以内   | 1億円    |

(注) 申請にかかる要件は、別途公開される公募要綱等をご確認ください。

Point (I型) は、工場・事業場全体での大規模な省エネ投資をより促進するため、省エネ効果が  
高い高効率な設備の組み合わせによる事業所全体での取り組みを補助対象に追加。  
中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進法」を創設。

設備単位の省エネ

事業の概要

産業業種によらず汎用的に使われる空調や冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉などのユーティリティ設備や、工作機械や印刷機などの生産設備について、定められた基準を満たした省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) に更新する事業 (III型) に係る経費の一部を補助し、設備単位での省エネ取組を支援いたします。EMSを導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) との併用も可能です。

詳しくはこちら



| 事業区分             | 事業概要                                                                                                                                                                                 | 補助率   |         | 補助金上限額 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|--------|
|                  |                                                                                                                                                                                      | 中小企業等 | 大企業、その他 |        |
| (III) 設備単位型      | SIIが補助対象設備として登録および公表した省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業<br>高効率空調 産業用ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション<br>低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付きLED照明器具<br>工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン | 1/3以内 |         | 1億円    |
| (IV) エネルギー需要最適化型 | SIIに登録された④EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業                                                                                                                                         | 1/2以内 | 1/3以内   | 1億円    |

(注) 申請にかかる要件は、別途公開される公募要綱等をご確認ください。

2025年公募スケジュール 1次公募: 3月31日～4月28日 | 2次公募: 6月上旬～7月上旬 (予定) | 3次公募: 8月中旬～9月下旬 (予定)

お問い合わせ先 (I) 工場・事業場型、(II) 電化・脱炭素燃焼型 (III) 設備単位型 (IV) エネルギー需要最適化型  
TEL: 03-5565-3840 **パティイ**: 0570-039-930 IP電話: 042-303-0420 TEL: 03-5565-4773  
受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)

# 資金繰りに お悩みの皆様へ

## 資金繰り支援のご案内 (2025年1月以降の支援メニュー)

より一層の金融規律の発揮を見据えつつ、

- ① 効果的な経営改善・再生支援の実施に加えて、
- ② 成長志向の事業者を支援します

### ① 効果的な経営改善・再生支援

- ✓ 民間金融機関によるプロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに創設
- ✓ コロナ経営改善サポート保証を本年3月末まで実施後、経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）へ移行
- ✓ 早期経営改善計画策定支援事業における民間金融機関による計画策定支援の対象追加を2028年1月末まで延長

### ② 成長志向の事業者支援

- ✓ コロナ資本性劣後ローンを本年2月末まで実施後、制度を拡充した通常資本性劣後ローンへ移行
- \* セーフティネット貸付の金利引下げ措置を本年3月末まで実施。
- \* 小規模事業者向けには、「小口零細企業保証」（100%保証）を引き続き継続

詳しくは裏面



チラシのダウンロードはこちら↑

## ① 経営改善・再生支援の継続・強化

### プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度

- \* 概要：金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足等の多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押しする制度
- \* 制度詳細：保証上限2.8億円・保証割合80%・据置期間1年以内（運転資金）/3年以内（設備資金）

### 経営改善サポート保証

- (経営改善・再生支援強化型)
- \* 概要：中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度
- \* 制度詳細：保証上限2.8億円・保証率0.3%・据置期間最大3年  
100%保証の融資は100%保証で借換え可能
- (コロナ対応型)
- \* 制度詳細：保証上限2.8億円・保証料0.2%・据置期間最大5年

### 早期経営改善計画策定支援事業

- \* 概要：国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支払い費用の2/3を補助
- (注) 税理士や中小企業診断士等だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象としています

## ② 成長志向の事業者支援

### 日本公庫による資本性劣後ローン

- \* 概要：資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度
- \* 対象者：キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に知り組む企業に加え、省力化投資等の成長資金を必要とする事業者を対象に追加
- \* 制度詳細：融資上限（中小事業）15億円、（国民事業）7,200万円  
業績に応じて2区分（赤字の場合は0.5%・黒字の場合は3%台）の利率が適用  
コロナ資本性劣後ローンにおいては、融資後3年は利率0.5%

### 日本公庫によるセーフティネットの金利引下げ措置

- \* 概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- \* 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- \* 制度詳細：融資上限（中小事業）7億2千万円、（国民事業）4,800万円
- \* 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年

### 小口零細企業保証

- \* 概要：小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度
- \* 制度詳細：保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）  
100%保証の融資は100%保証で借換え可能

(お問い合わせ先) 中小企業庁金融課 (03-3501-2876)  
日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)  
お近くの中小企業活性化協議会

# 取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。)

## 2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン(R5:300名→R6:330名)によるヒアリング(年間約13,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約12,000件)

## 3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(29業種・78団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(55,700社超)

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

## 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

### ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」

防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※ 下請中小企業振興法に基づく基準

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyun.html>

### ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp> に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※ 「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

### ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞  
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

### ④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

#### 「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付  
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765



#### 「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会  
03-6228-3802

提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>

当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。  
公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会



新規輸出1万者支援  
プログラム始動

事業者のみなさま

# 円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを  
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、  
ブランディング  
・プロモーション



ECサイトを  
活用した販路開拓



輸出商社  
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に  
カウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）も ポータルサイトからご利用いただけます



初めての輸出で  
あれこれ気になる…！  
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで  
何でもお任せください！



輸出を始めるには  
どうする？

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに  
ECを使って商品を  
販売してみたい！

- ・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、  
現地の市場は  
どうなってるんだろう？

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいながら、  
海外販路拡大を実現したい！

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・  
開発したい！  
現地のニーズを把握したい！

- ・ものづくり補助金（グローバル市場開拓枠（海外市場開拓（JAPANブランド）類型）で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2（小規模・再生事業者の場合は2/3）にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや  
法規制について知りたい！

- ・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。

詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック！

Q ジェトロ





中小企業の経営者を「一人にしない」  
国が設置した無料の経営相談所

年間50万件以上の相談対応

満足度90%以上

中小企業・  
小規模事業者のための  
経営相談所

よろず  
支援拠点

どんな相談もワンストップで解決。

回数無制限 無料で相談

あらゆる経営課題へ対応

中小企業・小規模事業者の皆さまが直面し、  
実化していく様々な経営課題の相談に応じます。

専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、  
多様な分野の専門家や、金融機関の職員が  
在籍しています。

相談から実行までフォロー

解決策の提案だけでなく、その実行に向けて  
継続的にフォローします。問題解決後も、  
新たな課題や目標に向けて継続して支援を行います。

他の支援機関との連携による支援

相談内容や経営課題に応じて、  
地域の他の支援機関等と連携して支援を行います。

質問・相談・予約は、

お近くの「よろず支援拠点」まで、お気軽にお問い合わせください。

よろず支援拠点を 知る

よろず支援拠点全国本部 HP  
<https://yoroze.smrj.go.jp/about/>



お近くの拠点を 調べる

よろず支援拠点一覧  
<https://yoroze.smrj.go.jp/base/>



今すぐ  
相談!

|      | 実施機関                                   | チーフコーディネーター                                                                                 |
|------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福岡県  | (公財)福岡県中小企業振興センター<br>TEL: 092-622-7809 |  佐野 賢一郎  |
| 佐賀県  | (公財)佐賀県産業振興機構<br>TEL: 0952-34-4433     |  大村 一雄   |
| 長崎県  | 長崎県商工会連合会<br>TEL: 095-828-1462         |  團野 龍一   |
| 熊本県  | (公財)くまもと産業支援財団<br>TEL: 096-286-3355    |  鹿子木 康   |
| 大分県  | (公財)大分県産業創造機構<br>TEL: 097-537-2837     |  富田 一弘   |
| 宮崎県  | (公財)宮崎県産業振興機構<br>TEL: 0985-74-0786     |  川野 圭介  |
| 鹿児島県 | (公財)かごしま産業支援センター<br>TEL: 099-219-3740  |  森友 伸和 |

# 経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

## 1. 国内投資の持続的拡大

### ①中小企業経営強化税制の拡充・延長

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制**（即時償却又は税額控除（最大10%））を**2年間延長**した上で、**100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却（最大25%）又は税額控除（最大2%））**する。

### ②地域未来投資促進税制の拡充・延長

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済への波及効果が特に高く期待できる事業の促進を強化すべく、地域未来投資促進税制（通常は、特別償却（35%）又は税額控除（4%））の措置期間を3年間延長した上で、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加**する。

### ③エンジェル税制の拡充

- スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について個人投資家による更なる利活用を拡大するため、**再投資期間**（現行1年）を**株式譲渡益が発生した年の翌年末（最大2年間）まで延長**する。

### ④固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる**（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。

# 経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

## 2. 中小企業の活性化

### ①事業承継税制の見直し

- 経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、**事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」）を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。**事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

### ②中小企業経営強化税制の拡充・延長（再掲）

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を2年間延長**した上で、**100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%) 又は税額控除(最大2%)）**する。

### ③中小企業投資促進税制の延長、④中小企業軽減税率の延長等

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、**中小企業投資促進税制**（特別償却30%又は税額控除(7%)（※1））**を2年間延長**するとともに、財務基盤を強化するため、**中小企業軽減税率**（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減（※2））**を2年間延長**する。

※1 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

※2 課税所得10億円超の中小法人等は法人税率を19%→17%に軽減

### ⑤中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

- 令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、**中小企業防災・減災投資促進税制**（特別償却16%）を**2年間延長等**する。

### ⑥固定資産税の特例措置の拡充・延長（再掲）

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長**するとともに、**賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる**（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。

# 中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

| 類型                   | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 確認者   | 対象設備                                                                                                                                                                   | その他要件                                                         |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 生産性向上設備<br>(A類型)     | 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備<br>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか                                                                                                                                                                                                                             | 工業会等  | 機械装置 (160万円以上)<br>工具 (30万円以上)<br>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)                                                                                                                |                                                               |
| 収益力強化設備<br>(B類型)     | 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備<br>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる                                                                                                                                                                                                                            |       | 器具備品 (30万円以上)<br>建物附属設備 (60万円以上)                                                                                                                                       | ・生産等設備を構成するもの<br>※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 |
| 経営資源集約化設備<br>(D類型)   | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備                                                                                                                                                                                                                                                     | 経済産業局 | ソフトウェア (70万円以上)<br>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)                                                                                                        | ・国内への投資であること<br>・中古資産・貸付資産でないこと等                              |
| 経営規模拡大設備<br>(B類型の拡充) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資利益率が年平均7%以上</li> <li>● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成</li> <li>● 売上高成長率年平均10%以上を目指す</li> <li>● 前年度売上高10億円超90億円未満</li> <li>● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</li> <li>● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等</li> </ul> ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。 |       | 機械装置 (160万円以上)<br>工具 (30万円以上)<br>器具備品 (30万円以上)<br>ソフトウェア (70万円以上)<br><b>建物及びその附属設備 (1,000万円以上)</b><br>(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)<br>※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円 |                                                               |

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

※4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

# 中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

## 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・ 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 対象業種 | <p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p> |
| 対象設備 | ・ 機械及び装置【1台160万円以上】                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】                                                                                                                                                                                                               |
|      | <p>・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】</p> <p>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く</p>                                                                                                                                                         |
|      | <p>・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）</p> <p>・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）</p>                                                                                                                                                                                                    |

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

## 中小企業者等の法人税率の特例の延長等 (法人税・法人住民税)

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ(※)、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

### 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減(租税特別措置)。

| 対象                    | 本則税率                                        |            | 租特税率       |
|-----------------------|---------------------------------------------|------------|------------|
| 大法人<br>(資本金1億円超の法人)   | 所得区分なし                                      | 23.2%      | —          |
| 中小法人<br>(資本金1億円以下の法人) | 年800万円超の所得金額                                | 23.2%      | —          |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※ <u>所得10億円以下の中小法人</u> の場合 | <u>19%</u> | <u>15%</u> |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※ <u>所得10億円超の中小法人</u> の場合  | <u>19%</u> | <u>17%</u> |

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準(所得基準)は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

（固定資産税）

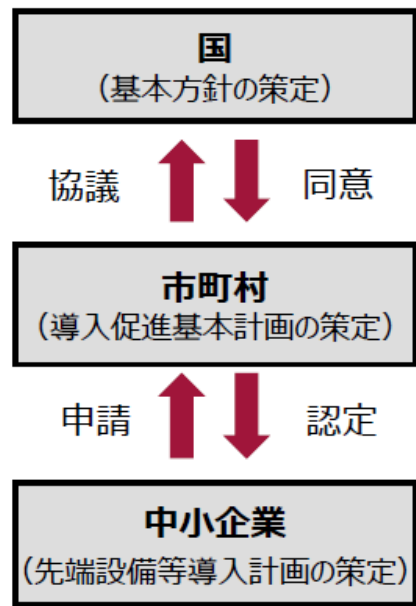
拡充・延長

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



|           |                                                                                                                                                                    |         |                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 特例措置の対象企業 | 市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業                                                                                                                   |         |                                                          |
| 計画認定要件    | 3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること                                                                                                       |         |                                                          |
| 対象設備等     | 設備の種類                                                                                                                                                              | 最低価額要件  | 投資利益率要件<br>投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備<br>(認定経営革新等支援機関が確認) |
|           | ①機械及び装置                                                                                                                                                            | 160万円以上 |                                                          |
|           | ②測定工具及び検査工具                                                                                                                                                        | 30万円以上  |                                                          |
|           | ③器具備品                                                                                                                                                              | 30万円以上  |                                                          |
|           | ④建物附属設備                                                                                                                                                            | 60万円以上  |                                                          |
| 特例措置      | 固定資産税（通常、評価額の1.4%）<br>・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり<br>→3年間、課税標準を1／2に軽減<br>・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり<br>→5年間、課税標準を1／4に軽減<br>※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。 |         |                                                          |
| 適用期限      | 2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）                                                                                                                                   |         |                                                          |

## 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等 (所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

### 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

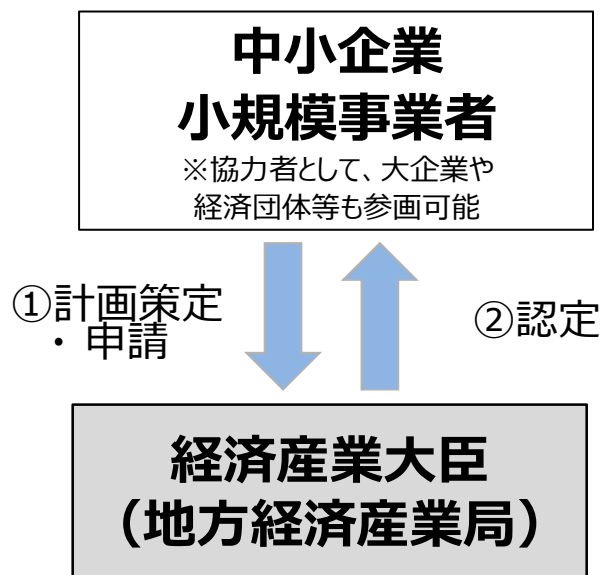
| 減価償却資産の種類<br>(取得価額要件) | 対象となるものの用途又は細目                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機械及び装置<br>(100万円以上)   | 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等<br>(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)                                                                                                         |
| 器具及び備品<br>(30万円以上)    | 自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備                                                                                                                                                          |
| 建物附属設備<br>(60万円以上)    | 自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等<br>(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。) |

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

# (参考) 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 「事業継続力強化計画」とは、中小企業が、自然災害や感染症などへの**防災・減災対策の第一歩**として、（単独又は連携して）取組内容等を取りまとめて作成する計画。
- **経済産業大臣の認定**を受けると、**融資・税制などの優遇措置**あり。

## 計画認定スキーム



### 【計画の種類】

#### ■ 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

#### ■ 連携事業継続力強化計画

2 者以上の中小企業者・小規模事業者が他の中小企業等や大企業や経済団体等と連携の下で実施する計画

## 事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（**経営層のコミットメント**）
- **訓練実施、計画の見直し**等、取組の実効性を確保する取組

## 認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 自治体や連携企業の支援策

### 【事業継続力強化計画（中小企業庁HP）】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



# (参考) 大切なビジネスを守るBCP事例集

- 九州経済産業局では、危機的状況においても事業を継続できるよう、様々な対策に取り組んでいる九州地域の中小企業等の事例をまとめた「大切なビジネスを守るBCP事例集」を作成。
- 自然災害、感染症、サイバーセキュリティ対策等に取り組む事例のほか、自治体・商工団体の取組事例、事業継続力強化に向けた支援ツール、自然災害やサイバーセキュリティ対策、感染症に対する自社の取組状況を確認出来るチェックリストなどを掲載。



## 目次

### ■ BCPってなに？

### ■ 事例紹介

- ・低コスト／低労力による取組
- ・BCP策定を通じた信用力向上
- ・経営資源の保護
- ・人材育成
- ・外部連携による取組

### ■ 自然災害時に気をつけてほしい4つのこと

### ■ 事業者の防災対策を支援する自治体・商工団体の取組事例

### ■ 事業継続力強化に向けた支援ツール

### 知る・調べる

- ・ハザードマップポータルサイト
- ・ミラサポplus（事例検索）
- ・「強靱化支援」ポータルサイト
- ・中小企業「強靱化」シンポジウム
- ・中小企業BCP支援ガイドブック
- ・コロナ禍における事業継続に向けたBCP（事業継続計画）

### 計画をつくる

- ・事業継続力強化計画
- ・BCP（事業継続計画）策定運用指針

### サポートを受ける

- ・事業継続力強化計画策定に向けた実践セミナー
- ・専門家派遣・経営相談チャットサービス
- ・よろず支援拠点

### ■ 参考

# インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト



## インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

よろず支援拠点



詳細は裏面へ

## 課税事業者を選択する皆様

### デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ また、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

詳細は裏面へ

## 免税事業者を維持する皆様

### 免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口（以下Q&A末尾参照）または下請かけこみ寺にご相談ください。

Q&A



下請かけこみ寺



本紙は「令和6年度補正予算案」の制度概要をご紹介します。  
準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



経済産業省



中小企業庁

チラシのダウンロードはこちら →



## ＜インボイス制度への対応に関する相談窓口＞

商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

また、ご相談先が不明な場合等、各種窓口をご案内いたします。

お問い合わせ先：

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

一般電話 03-3580-8483

ナビダイヤル 0570-028-045

受付時間 9時～17時（土日祝は除く）

## ＜IT導入補助金＞ デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、発注者（大企業を含む）が受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業等に無償で利用させる場合の導入費用を支援します。

| 類型名    | 電子取引類型             | インボイス対応類型    |                          |             |                      |
|--------|--------------------|--------------|--------------------------|-------------|----------------------|
| 補助事業者  | 大企業等               | 中小企業・小規模事業者等 |                          |             |                      |
| 補助率    | 1/2                | 2/3          | 4/5、3/4（※1）              | 2/3（※2）     | 1/2                  |
| 補助額    | ～350万円             |              | 50万円以下                   | 50万円超～350万円 | ～10万円<br>～20万円       |
| 補助対象経費 | インボイス制度に対応した受発注ソフト |              | インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト |             | PC・タブレット等<br>レジ・券売機等 |

（※1）小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

現在の公募情報はこちら

お問い合わせ先：

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



# 参考資料 情報収集に役立つサイト

- 中小企業庁HP
- 経済産業税制総合Webページ
- ミラサポplus
- J - Net 2 1
- メルマガ「中小企業施策『広め隊』」



中小企業庁について

審議会・研究会

白書・統計

政策について

申請・お問合せ



重要なお知らせ

令和6年4月9日

> 令和6年能登半島地震に伴う支援策情報等はこちらです

🔍 キーワードから探す

検索 🔍

おすすめキーワード

令和6年能登半島地震関連情報

中小企業診断士

事業継続力強化計画

事業継続

中小企業活性化協議会

事業再構築補助金

セーフティネット

ものづくり補助金

中小企業の定義

経営力向上計画

📢 新着情報

📡 RSS

公式X

## 経済産業税制総合Webページ

# 経済産業税制総合Webページ

事業者区分別／トピック別に活用いただける税制についてご案内しています

**お知らせ** 2024年04月22日 税制総合ページを公開しました。

## 事業者区分で探す



中堅企業に  
活用いただける税制



中小企業に  
活用いただける税制



スタートアップに  
活用いただける税制



個人（投資家など）の方に  
活用いただける税制

2025年2月時点版

※★は令和7年度政府税制改正大綱において、  
拡充や延長といった内容が盛り込まれたものです。

税法上の中小法人(※)  
に該当する。

※資本金が1億円以下等の要件  
を満たす必要があります

YES

NO

他にも当省関連の税制をご紹介します！



<https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>

上記、**経済産業税制総合Webページ**から  
各税制の詳細をご覧ください。

※各税制によって適用/申請要件が異なります。  
申請に際しては、税理士等にご相談ください。

【お問い合わせ先】

経済産業省 経済産業政策局 企業行動課  
■〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
■代表電話 03-3501-1511

設備投資を通じて生産性向上や業務効率化を実現したい

…★**中小企業投資促進税制**      ★**中小企業経営強化税制**

設備投資と併せて賃上げにも取り組みたい

…★**先端設備導入計画による固定資産税の特例措置**

地域の強みや特性を活かした事業における設備投資を進めたい

…★**地域未来投資促進税制**

カーボンニュートラルに向けた設備投資を進めたい

…**カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**

災害に対する備えとなる設備投資を進めたい

…★**中小企業防災・減災投資促進税制(BCP税制)**

研究開発の推進や自社開発の特許等を活用してもらいたい

…**中小企業技術基盤強化税制**      **イノベーション拠点税制**

従業員の賃上げを進めたい

…**賃上げ投資促進税制**

設備投資と併せて賃上げにも取り組みたい

…★**先端設備等導入計画による固定資産税の特例措置【再掲】**

事業承継やM&A・事業再編を進めたい

事業承継を行いたい

…★**事業承継税制**

M&Aや事業再編に取り組みたい

…**中小企業事業再編投資損失準備金**

**事業再編・統合等に係る登録免許税の軽減措置**

★**事業再編・統合等に係る不動産取得税の軽減措置**

他にも、**再工ネ固定資産税特例** / **交際費の課税特例制度** / **少額減価償却資産の損金算入特例**  
等、様々な場面に応じてご活用いただける税制がございます！

# 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」 <https://mirasapo-plus.go.jp/>

- 事業者には中小企業施策を知ってもらう、使ってもらうための情報発信サイト
- 中小企業向けの情報発信から電子申請までをワンストップで案内



ホーム / 経営のヒント

経営のヒント

## 提供サービス



- ① 更新情報周知、更新メール配信
- ② 専門家派遣依頼の申請
- ③ 経営お役立ちコンテンツ
- ④ 電子申請サイトへのリンク（ワンストップ）
- ⑤ 電子申請サポート機能
- ⑤ 支援制度検索サービス「制度ナビ」
- ⑥ 事例検索サービス「事例ナビ」
- ⑦ サイト利用者へのおすすめ情報
- ⑧ 経営状況見える化（ローカルベンチマーク）

## トピックス

注目テーマの特集や最新の取り組み事例をご紹介します。

### 「現状維持は後退である」、社名のごとく進化を継続【株式会社ソロン（佐賀県佐賀市）】

不動産売買仲介を手掛ける「イエステーション」のフランチャイズ（FC）として佐賀市内と福岡県久留米市内の2店舗を構える株式会社ソロン。不動産業らしからぬ社名は、古代ギリシャの七賢人の一人で、アテナイ（アテネの古代名）の民主主義の基礎を築いたといわれる高名な政治家・ソロンから名付けた。その名にふさわしく、デジタル技術を駆使した改革を進めた同社は今年に入り、DX推進企業の証ともいえるDXマーク認証を受けたのに続き、経済産業省の「DXセクション2023」の優良事例に選定された。



中小企業とDX

経営に役立つ情報をテーマ別にご紹介します。

> [経営力向上に役立つ情報](#)

> [現場力向上に役立つ情報](#)

> [起業・創業に役立つ情報](#)

> [支援情報](#)

> [調査データ・業界レポート](#)

### 支援情報ヘッドライン

補助金  
助成金

支援情報

支援情報ヘッドライン

## 中小企業NEWS

最新の補助金情報や支援情報をお届けします。



2023年5月31日

**ビジネスチャレンジコンペ参加者を募集、最優秀賞に最大500万円：香川県**

2023年5月31日

**「新しい日常」対応型サービス創出に最大750万円：東京都中小企業振興公社**

参考となる  
データ等を掲載



## 広報サポーター大募集！ -あなたの登録をお待ちしています！-

「中小企業施策『広め隊』」とは・・・  
中小・小規模企業等に情報を提供していた  
だく 広報サポーターの集合体 です。



## メールマガジン

九州経済産業局で配信しているメールマガジンの一覧です。メールマガジンの登  
い。

- ▼ [【九州経済産業局】新着情報配信サービス](#)
- ▼ [【九州経済産業局】Kyushu Economic Junction メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】クリエイティブ九州ニュースメールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】海外ビジネスサポート通信](#)
- ▼ [【九州経済産業局】中小企業施策「広め隊」メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】コラボレーション九州](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州ITメールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州知的財産戦略センターニュース](#)
- ▼ [【九州経済産業局】Kyushu-Car-Industry メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】エナコロ通信](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州・省エネ情報メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】環境・エネルギービジネス メールマガジン](#)

## 【メールマガジンのイメージ】

☐ ☒ 中小企業施策「広め隊」メルマガ 第689回  
☒ .....20230525...

### 1.【補助金】

海外サプライチェーン多元化等支援事業 第8回公募(実証・FS)について

### 2.【セミナー】

アフターコロナのインターンシップ戦略／最新事例セミナー  
(福岡県)

### 3.再【説明会】

第143回エコ塾『そろそろ本気で取組む ESG経営』

日時:令和5年5月29日(月)14時30

分～

(福岡市、九州環境エネルギー産業

推進機構(K-RIP))

☒ .....☐

### 1.【補助金】

海外サプライチェーン多元化等支援事業 第8回公募(実証・FS)について

<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info-8.html>

### ■事業目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サ  
プライチェーンの脆弱性が  
顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化  
等によってサプライチェーンを強靱化し、  
日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。

# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---